

第2節 循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄の社会を招き、こうした活動様式は化石燃料などを中心とした天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化などの地球規模での環境問題に密接に関係しています。

こうした問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があります。そのため、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見直し、自主的・積極的にごみ減量・リサイクルに取り組むとともに、市民・事業者とのより一層の連携により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成をめざした取組みを進めることにしています。

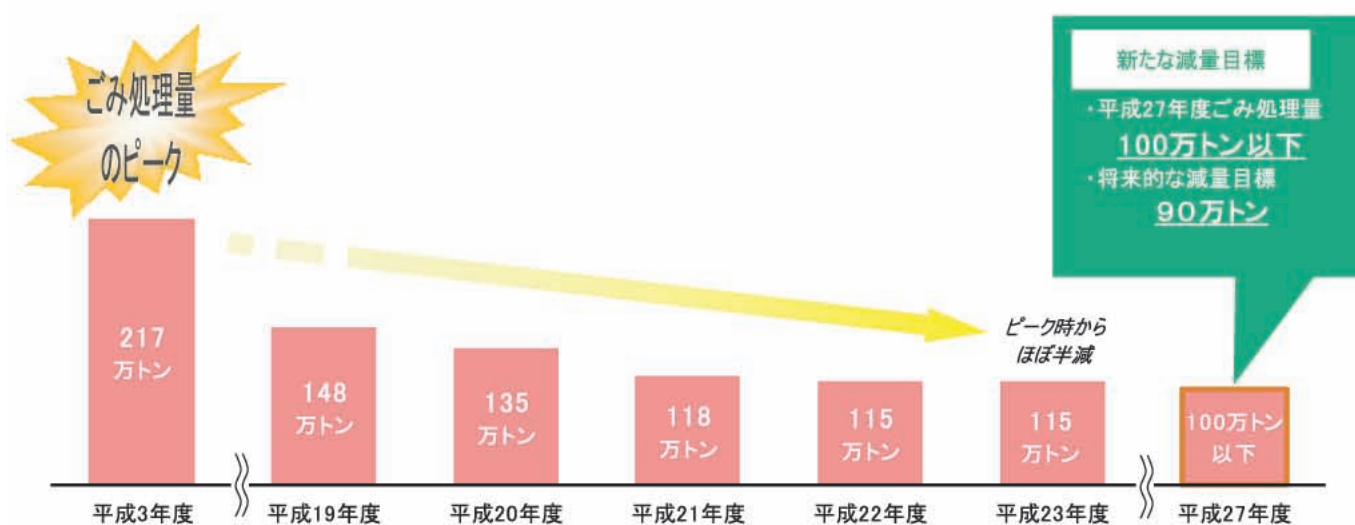
1 一般廃棄物対策

(1) ごみ処理（焼却）量の現況

大阪市では、市民・事業者の皆さんとの連携によるさまざまなごみ減量・リサイクルの取組みにより、ごみの量は減少しています。しかしながら、持続可能な循環型社会の形成には、さらなるごみ減量を積極的に推進していく必要があります。今後は古紙類の分別収集等の紙ごみ対策を進めるこ

とで、平成27年度ごみ処理量100万トン以下、また、家庭系ごみの有料化など経済的手法を活用した新たな減量施策についても検討し、将来的な目標として、ごみ処理量90万トンをめざすこととしており、一層のごみ減量・リサイクルの取組みを進めます。

ごみ処理（焼却）量の推移



(2) 主な取組み

一般廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取組みについて、一層の推進を図ります。

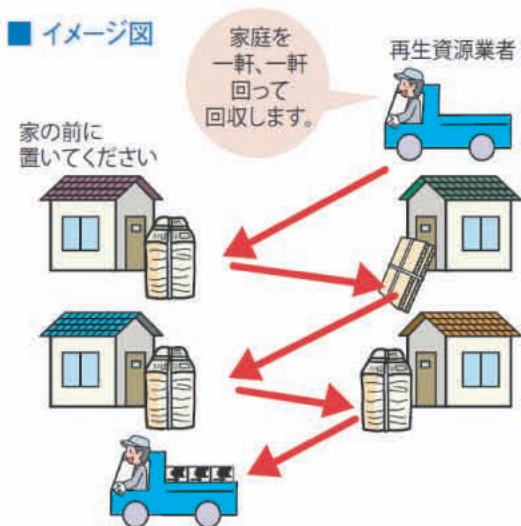
① 一般廃棄物の減量・リサイクルの取組み
循環型社会の構築に向け、大阪市では、排出指定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

ア. ごみ減量の推進

(7) 資源集団回収活動の活性化

資源集団回収活動を推進するため、回収団体への支援制度を設け、奨励品等の支給を行っています。

古紙等の集積場所の確保が困難な地域に向けては、回収地域を定め、指定された日に各家庭が家の前に古紙等を出し、再生資源事業者が直接回収する各戸回収方式での回収に取り組んでいただければ、大阪市全域でこの方式に対応できる再生資源事業者を確保し、再生資源事業者の情報を提供することで、資源集団回収団体数及び回収量の増加を図っています。



(イ) 紙パック・乾電池などの拠点回収及び情報提供

紙パック・乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所及び本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設などに回収ボックスを設置しています。

また、こうした回収場所や、紙パック・トレイ等の自主回収を行っている店舗などを紹介する「リサイクルマップ」をホームページに掲載しています。

平成 23 年度回収量：紙パック 243 トン、
乾電池 56 トン、蛍光灯管 17 トン
インクカートリッジ 3 トン

(ウ) 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

ごみ処理量の約 6 割を占める事業系廃棄物の減量を図るため、焼却工場への搬入物のチェックを強化するとともに、産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば収集業者並びにごみを排出した事業者に対して個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進します。

イ. 事業者へのごみ減量指導

(7) 特定建築物の減量指導

多量にごみを排出する建物（特定建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。また、当該建築物から排出される廃棄物の本市処理施設への搬入を拒否する場合があります。

平成 24 年度対象建築物数：4,381 件

(イ) 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえ、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物に対し、「局長表彰」を実施し、平成 20 年度から「局長表彰」後も継続して優秀な取り組みを行っている建築物に対し、「市長表彰」を実施しています。

平成 23 年度市長表彰建築物：37 件

平成 23 年度環境局長表彰建築物：33 件

平成 23 年度ごみ減量優良標贈呈建築物：736 件

(ウ) 事業系ごみ相談窓口の開設

廃棄物処理法では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

大阪市では、「排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進」とともに、事業系ごみの適正区分・適正処理及び減量手法等に関